

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	有料施設等の使用許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町特定地区公園条例第 9 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町特定地区公園条例第 9 条、別表第 1、別表第 3 美郷町特定地区公園管理規則第 6 条 美郷町南運動公園管理規則第 6 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町特定地区公園条例 （有料施設） 第 9 条 特定地区公園内において有料で利用させる施設（以下「有料施設」という。）及び有料で貸し出す用具（以下「有料用具」という。）は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。 2 有料施設及び有料用具の供用日時は、別表第 3 のとおりとする。ただし、町長が必要と認める場合は、臨時に変更することができる。 3 有料施設及び有料用具を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 別表第 1、別表第 3 略</p> <p>○美郷町特定地区公園管理規則 （有料施設の許可申請等） 第 6 条 条例第 9 条に規定する有料施設及び有料用具の使用許可を受けようとする者は、有料施設使用許可申請書（様式第 4 号）を町長に提出し、有料施設使用許可証（様式第 5 号）の交付を受けなければならない。</p> <p>○美郷町南運動公園管理規則 （有料施設の許可申請等） 第 6 条 条例第 9 条に規定する有料施設及び有料用具の使用許可を受けようとする者は、次の各号に定める使用許可申請を行い、使用許可を受けなければならない。 （1）美郷総合体育館使用許可については、当該使用日の 10 日前までに美郷総合体育館使用許可申請書（様式第 4 号）を提出し、美郷総合体育館使用許可証（様式第 5 号）の交付を受けなければならない。ただし、アリーナ個人利用</p>

	<p>の場合は、当該使用日の午後6時まで申込みをして許可を受けてなければならない。</p> <p>(2) 前号に規定する使用許可のうちシャワーについては、使用料の徴収をもって許可したものとする。</p> <p>(3) プールパークみさと使用許可については、使用料の徴収をもって許可したものとし、小学校2年生以下の者が利用する場合は、保護者等の同伴を許可条件とする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>10日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町特定地区公園条例第 10 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町特定地区公園条例第 10 条 美郷町特定地区公園管理規則第 8 条 美郷町南運動公園管理規則第 8 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町特定地区公園条例 （使用料の納付及び減免） 第 10 条 第 6 条第 1 項各号及び前条の許可を受けた者は、別表第 4、別表第 5 及び別表第 6 に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は減免することができる。 （1） 公用又は公共の用に供するとき。 （2） その他町長が減免を適当と認めたとき。</p> <p>○美郷町特定地区公園管理規則 （使用料の減免） 第 8 条 条例第 10 条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。 2 使用料を減免できる額は、次に掲げるものとする。 （1） 町主催、美郷町体育協会及び美郷町スポーツ少年団本部が認める行事で使用する場合 10 割 （2） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定に基づく町内の学校が使用する場合 10 割 3 町長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず使用料を減免することができる。</p> <p>○美郷町南運動公園管理規則 （使用料の減免） 第 8 条 条例第 10 条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。</p>

	<p>2 使用料を減免できる額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町及び町教育委員会の事業のために使用するとき 10割</p> <p>(2) 町内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び保育園が授業又は保育のために使用するとき 10割</p> <p>(3) 町体育協会及び町スポーツ少年団本部が主催する事業のために使用するとき 10割</p> <p>(4) 町内の小学校、中学校、高等学校が部活動（これに準ずる活動を含む。）のために使用するとき 5割</p> <p>(5) 町スポーツ少年団に加盟する団体が団の活動のために使用するとき 5割</p> <p>(6) 町又は町教育委員会の後援を受けた団体が非営利目的の事業のために使用するとき 5割</p> <p>(7) 町体育協会に加盟する団体が活動のために使用するとき 3割</p> <p>3 前項の規定にかかわらず町長が特に必要と認めた場合は、使用料を減免することができる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>10日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町特定地区公園条例第 11 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町特定地区公園条例第 11 条 美郷町特定地区公園管理規則第 7 条 美郷町南運動公園管理規則第 7 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町特定地区公園条例 (使用料の不還付) 第 11 条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 不可抗力によって使用ができなくなったとき。 (2) 町長が使用の許可を取り消し、又は変更したとき。 (3) その他町長が還付することを適当と認めたとき。</p> <p>○美郷町特定地区公園管理規則 (使用料の還付) 第 7 条 条例第 11 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。 2 使用料の還付条件及び還付額は、次に掲げるものとする。 (1) 災害、降雨その他使用者の責めに帰することができない不可抗力の理由により使用できなくなった場合は、既納付額の全額 (2) 施設の管理上特にその必要性があると認め、使用許可を取り消した場合は、既納付額の全額 (3) 施設の使用を許可された者の都合により使用日の 3 日前までに取消しの届出があった場合は、既納付額の全額 (4) 施設の使用を許可された者の都合により使用日の 2 日前又は前日に取消しの届出があった場合は、既納付額の 2 分の 1 の額</p> <p>○美郷町南運動公園管理規則 (使用料の還付)</p>

	<p>第7条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用料の還付条件及び還付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 災害、降雨その他使用者の責めに帰することができない不可抗力の理由により使用できなくなった場合は、既納付額の全額</p> <p>(2) 施設の管理上特にその必要性があると認め、使用許可を取り消した場合は、既納付額の全額</p> <p>(3) 施設の使用を許可された者の都合により使用日の14日前までに取消しの届出があった場合は、既納付額の全額</p> <p>(4) 施設の使用を許可された者の都合により使用日の7日前までに取消しの届出があった場合は、既納付額の2分の1の額</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>10日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日